

岩手県告示第684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めた。

なお、同条第5項の規定により、平成27年8月28日から同年9月29日まで関係書類を縦覧に供する。

平成27年8月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 地区名        | 縦覧書類           | 縦覧場所  |
|------------|----------------|-------|
| 武道地区（区画整理） | 当該土地改良事業計画書の写し | 盛岡市役所 |